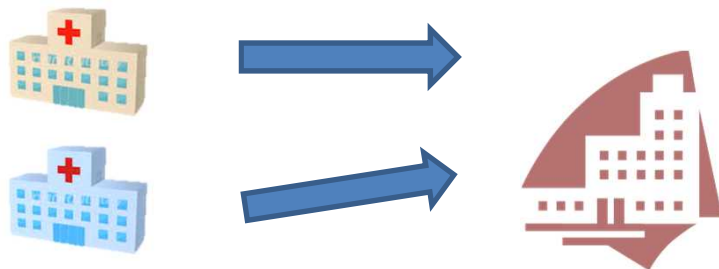


# 医療機関再編統合等支援事業

## 1 事業の目的

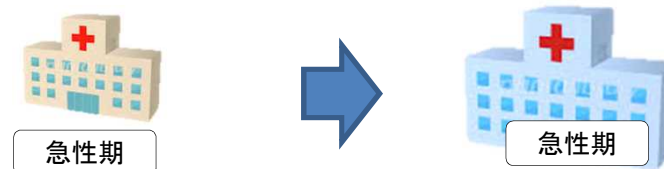
地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携の推進に資する「**医療機関の統廃合**」や「**同一の病床機能の集約化**」等に係る病床整備について支援し、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図る。

### 医療機関の統廃合



2つ以上の医療機関の統合に伴い、新たに医療機関を整備するものであり、その結果1つ以上の医療機関が廃止となるもの

### 病床機能の集約化



2つ以上の医療機関内で、同一の病床機能を1つ以上の医療機関へ集約するもの

## 2 補助事業対象者

県内の病院及び有床診療所の開設者

# 医療機関再編統合等支援事業

## 3 補助対象要件

○整備する医療施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議において整備に関する大枠の合意がとられた計画

### 【調整会議での合意事項】

- ・ 地域医療構想において果たすべき役割
- ・ 経営主体、経営形態等の考え方
- ・ 診療機能（5疾病5事業等）
- ・ 病床規模（病床機能別病床数）と診療科目等の方針
- ・ 施設概要、概算事業費、スケジュールなど

○「医療機関の統廃合」又は「病床機能の集約化」前の総稼働病床数に対して、整備後の総病床数が減少している計画

# 医療機関再編統合等支援事業

## 4 補助基準単価及び補助率等

以下の区分に沿った施設整備等の事業に要する経費の1/2を補助する。ただし、補助基準単価に整備病床数を乗じた額の1/2を上限とする

区分	内容	基準額	補助率	対象経費等
建物整備	1 新增改築 新たに建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建増しする場合、及び従前の建物の躯体（建築物の構造体となるもの）工事に及ぶ内部改修を行う場合	5,365千円/床	1/2	病棟整備に要する工事費又は工事請負費（既存建物の除却費用も含む）  病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、付属設備等）
	2 改修 従前の建物の躯体（建築物の構造体となるもの）工事に及ばない内部改修による整備事業	3,747千円/床		
	3 改装 既存の病院等（病棟）の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装による整備を行う場合	200千円/床		
医療機器購入	回復期への転換に伴う、回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具の購入	10,800千円/施設	1/2	1品当たりの単価が100千円以上のもの
	高度急性期への転換に伴う、高度専門医療の提供に必要な医療機器等の購入	22,000千円/施設		

※次に掲げる費用は対象経費から除くものとする

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 土地の取得又は整地に要する費用      | (2) 門、柵、塀及び通路敷設に要する費用 |
| (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用   | (4) 既存建物の買収に要する費用     |
| (5) その他整備費として適当と認められない費用 |                       |

# 医療機関再編統合等支援事業

## 5 補助金交付申請の流れ

(1) 事前協議書の提出

「健康福祉部補助金交付要綱」の別表に沿った事業計画書を作成のうえ、「事前協議書」を後頁記載の「事前相談・協議窓口」に提出



(2) 圏域地域医療構想調整会議での協議・合意



(3) 県医療審議会（医療計画部会）での協議・合意 ※年2、3回程度開催予定



(4) 補助金交付申請

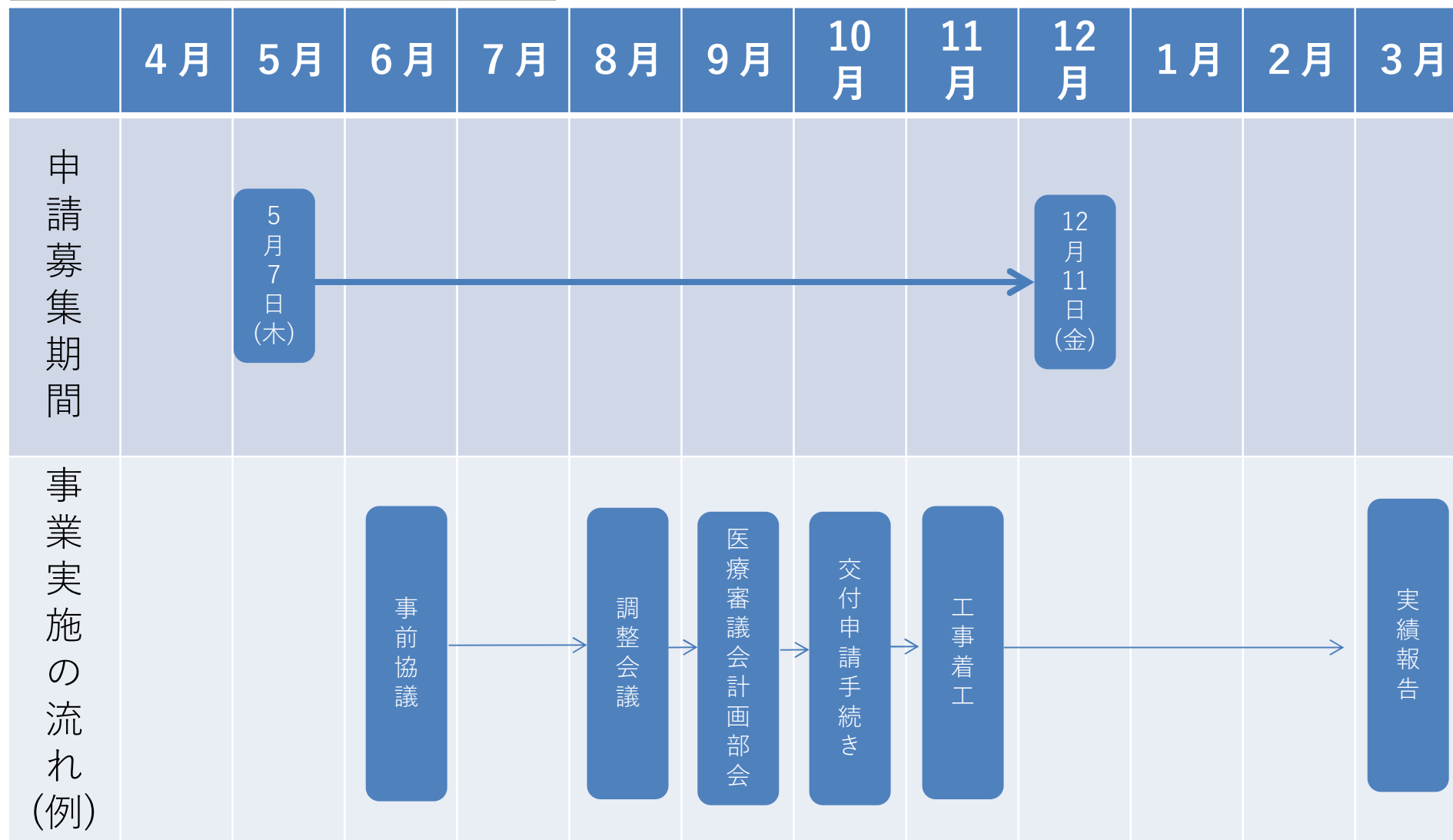
「健康福祉部補助金交付要綱」の別表に沿った様式等を作成のうえ、県医務課宛に交付申請書等を提出



(5) 補助金交付決定

# 医療機関再編統合等支援事業

## 6 年度スケジュール（想定）



※申請募集期間の中で随時募集

※医療審議会計画部会は、年2～3回（9月、12月、2月頃）開催予定

※やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた補助事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。

# 医療機関再編統合等支援事業

## 7 補助事業実施に係る主な留意事項

- (1) 補助事業者が、補助金申請書に添付する整備計画は、予め整備する施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。
- (2) 事業（工事）着手は、原則として、補助金の交付決定の日からとなる。  
また、補助対象事業が2年以上にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて、交付することができる。  
やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。
- (3) 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (4) 事業の実施に際し、入札を行う場合は、医療機関が所在する市町村又は県の入札基準に準ずるものとする。

※その他留意事項については、「健康福祉部補助金交付要綱」の別表に記載